

『2022年度版FP技能検定教本1級5分冊 タックスプランニング』 【正誤表】

該当頁	誤	正																																										
118	<p>② 住宅借入金等特別控除の特例（特別特定取得）の場合</p> <table border="1" data-bbox="315 400 1144 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>適用年・控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>2019年10月～ 2022年12月</td> <td>5,000万円</td> <td>10年</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 </td> </tr> <tr> <td>認定住宅等以外 ・増改築</td> <td>2019年10月～ 2022年12月</td> <td>4,000万円</td> <td>10年</td> <td> イ 借入金等年末残高×1.0% □ 住宅取得等の対価または費用額（税抜）×2%÷3 </td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 住宅借入金等特別控除の特例</p> <p>消費税率の引き上げ等を踏まえ、2019年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の特例が創設された。この特例は、住宅の取得の対価の額または費用の額の消費税等の税率が10%である場合に適用でき、適用を受けると控除期間が13年となる。</p> <p>本特例は当初、2020年12月までに対象住宅に居住した者を対象としていたが、2021年度税制改正において適用期間が2年間延長され、2022年12月までに居住した者も対象となった。ただし、特例延長後の適用対象となるのは、住宅の取得形態に応じて、次に掲げる期間内に契約締結された住宅に限られる。</p> <table border="1" data-bbox="315 1027 1144 1134"> <thead> <tr> <th>住宅の取得形態</th> <th>居住年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td> <td>2020年10月～2021年9月</td> </tr> <tr> <td>建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築</td> <td>2020年12月～2021年11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、延長された特例期間については、合計所得金額が1,000万円以下の年に限って床面積要件が緩和されており、40㎡以上50㎡未満の住宅も控除の対象となる。</p>		居住年	借入限度額	控除期間	適用年・控除額	認定住宅	2019年10月～ 2022年12月	5,000万円	10年	<ul style="list-style-type: none"> 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 	認定住宅等以外 ・増改築	2019年10月～ 2022年12月	4,000万円	10年	イ 借入金等年末残高×1.0% □ 住宅取得等の対価または費用額（税抜）×2%÷3	住宅の取得形態	居住年	新築	2020年10月～2021年9月	建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築	2020年12月～2021年11月	<p>② 住宅借入金等特別控除の特例（特別特定取得）の場合</p> <table border="1" data-bbox="1211 400 2040 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>適用年・控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>2019年10月～ 2022年12月</td> <td>5,000万円</td> <td>13年</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 </td> </tr> <tr> <td>認定住宅等以外 ・増改築</td> <td>2019年10月～ 2022年12月</td> <td>4,000万円</td> <td>13年</td> <td> イ 借入金等年末残高×1.0% □ 住宅取得等の対価または費用額（税抜）×2%÷3 </td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 住宅借入金等特別控除の特例 ←削除（下記も②の内容）</p> <p>消費税率の引き上げ等を踏まえ、2019年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の特例が創設された。この特例は、住宅の取得の対価の額または費用の額の消費税等の税率が10%である場合に適用でき、適用を受けると控除期間が13年となる。</p> <p>本特例は当初、2020年12月までに対象住宅に居住した者を対象としていたが、2021年度税制改正において適用期間が2年間延長され、2022年12月までに居住した者も対象となった。ただし、特例延長後の適用対象となるのは、住宅の取得形態に応じて、次に掲げる期間内に契約締結された住宅に限られる。</p> <table border="1" data-bbox="1211 1027 2040 1134"> <thead> <tr> <th>住宅の取得形態</th> <th>契約締結時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td> <td>2020年10月～2021年9月</td> </tr> <tr> <td>建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築</td> <td>2020年12月～2021年11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、延長された特例期間については、合計所得金額が1,000万円以下の年に限って床面積要件が緩和されており、40㎡以上50㎡未満の住宅も控除の対象となる。</p>		居住年	借入限度額	控除期間	適用年・控除額	認定住宅	2019年10月～ 2022年12月	5,000万円	13年	<ul style="list-style-type: none"> 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 	認定住宅等以外 ・増改築	2019年10月～ 2022年12月	4,000万円	13年	イ 借入金等年末残高×1.0% □ 住宅取得等の対価または費用額（税抜）×2%÷3	住宅の取得形態	契約締結時期	新築	2020年10月～2021年9月	建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築	2020年12月～2021年11月
	居住年	借入限度額	控除期間	適用年・控除額																																								
認定住宅	2019年10月～ 2022年12月	5,000万円	10年	<ul style="list-style-type: none"> 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 																																								
認定住宅等以外 ・増改築	2019年10月～ 2022年12月	4,000万円	10年	イ 借入金等年末残高×1.0% □ 住宅取得等の対価または費用額（税抜）×2%÷3																																								
住宅の取得形態	居住年																																											
新築	2020年10月～2021年9月																																											
建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築	2020年12月～2021年11月																																											
	居住年	借入限度額	控除期間	適用年・控除額																																								
認定住宅	2019年10月～ 2022年12月	5,000万円	13年	<ul style="list-style-type: none"> 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 																																								
認定住宅等以外 ・増改築	2019年10月～ 2022年12月	4,000万円	13年	イ 借入金等年末残高×1.0% □ 住宅取得等の対価または費用額（税抜）×2%÷3																																								
住宅の取得形態	契約締結時期																																											
新築	2020年10月～2021年9月																																											
建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築	2020年12月～2021年11月																																											